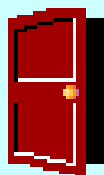


職員からの苦情相談



秋田県人事委員会では、秋田県職員や公平委員会の事務を受託している団体（市町村、一部事務組合及び広域連合）の職員の勤務条件その他の人事管理に関する悩みや苦情について相談に応じています。

1. 苦情相談制度とは

Q: 苦情相談制度とはどのようなものですか。

A: 秋田県人事委員会では、職員の悩みを解消することにより、職員が安心して仕事に専念でき、公務能率の維持・向上が図られるように、人事委員会規則10-4（職員からの苦情相談）により、職員相談員が職員からの苦情相談に応じています。

Q: 誰でも相談できるのですか。

A: 人事委員会の苦情相談は、秋田県及び公平委員会の事務を受託している団体（市町村、一部事務組合及び広域連合）の、いわゆる一般職の非現業職員を対象としており、その中には、行政職員のほか、教育公務員、警察官、消防職員、任期付職員、条件付き採用期間中の職員、臨時的任用職員も含まれます。

なお、特別職の職員（地公法第3条第3項）、公営企業法全部適用職員（地方公営企業法第39条第1項）、単純労務職員（地公法第57条、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則5）、特定地方独立行政法人の職員などは対象外となっています。

また、親族、代理人又は職員団体を通じての相談には応じておりません。

2. 相談の内容・相談の方法

Q: どのような相談に応じてもらえるのですか。

A: 職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等、人事管理の全般に関し相談できます。例えば、年次休暇を認められない、辞職を強要されているといった勤務条件その他の人事管理に関する悩み事のほか、いじめ・嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメントを受けているといった勤務環境に関する悩み事などの相談にも応じています。

なお、離職した職員については、離職又は再任用に関する相談に限ることとなります。

①任用関係（降任、転任、再任用等）

②給与関係（給料、諸手当等）

③勤務条件・服務関係（勤務時間、時間外勤務、宿日直勤務、職務専念義務免除、振替休日、休暇等）

④厚生福利関係（健康安全、執務環境等）

※人事評価に関する相談や職員に対する苦情は受け付けておりません。

Q: 相談したい場合は、どのようにすればよいのですか。

A: 相談は、手紙（ファックスを含む。）、電話、面談のうち都合のよい方法で行えますが、職員本人からの相談に限っており、代理人等からの相談には応じていません。なお、電子メールによる相談の受付及び回答は、セキュリティ上の理由から行っていません。

3. 相談した場合どのように対応してもらえるのですか

Q: 相談した苦情は、どのような方法で解決されるのですか。

A: 相談者が抱えている悩み事等の相談に対し、人事委員会の職員相談員が制度の説明や助言を行います。場合によっては、相談者の了解のもとに、相談者の所属する任命権者（県又は市町村等）に対する照会あるいは事実関係等に関する調査等を行い、必要に応じ関係当事者に対する指導、あっせん等を行うなどして、適切な解決に努めます。

ただし、相談内容が、任命権者の専権事項である管理運営事項（企画、定数、人事、職務執行、予算、財産に関する事）に該当する場合には、任命権者への指導やあっせんなどは行えず、相談者への助言あるいは任命権者への伝達などの対応に限られます。

※ なお、職員がその意に反して降給、降任、免職その他不利益な処分を受けた場合には、人事委員会に対して審査請求を行うことができます。

Q: 相談したことについて、秘密は守られるのですか。

A: 相談者から相談を受けた者（職員相談員）は、相談内容等はもちろん誰から相談を受けたかということまですべて秘密を厳守します。当局に照会や相談内容を伝えるときも、必ず相談者の了解をとりますので、安心して相談してください。

また、面談による相談は、相談者のプライバシーに配慮し、外部と遮断された職員相談室で行います。

Q: 苦情相談を行ったことによって、職場で不利益な扱いを受けませんか。

A: 職員が苦情相談を行ったことによって、職場において不利益な取扱いをしてはならないことはもちろんのこと、逆恨みされ、ひぼう、中傷、嫌がらせなどの不当な取扱いを受けることがないように、人事委員会規則10-4（職員からの苦情相談）第8条で任命権者に配慮義務を課しています。

4. 相談先

Q: どこに相談すればよいのですか。

A: 相談は、次のとおり手紙、電話、面談のうち都合のよい方法でできますので、気軽にご相談ください。

【書面による相談】

送付先：〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号（総合庁舎4F）

秋田県人事委員会事務局 職員課 審査・給与チーム 職員相談員あて親展

【ファックスによる相談】

FAX：018-860-3872

※ファックスによる場合は、あらかじめ電話等で送信日時を特定のうえ、送信してください。

【電話による相談】

TEL：018-860-3252

受付時間 月曜日から金曜日までの8:30～17:15

（県の休日（土・日曜日、祝祭日及び年末年始）を除く。）

※電話による相談の場合は、「苦情の相談をしたい」旨をはじめにお知らせください。

※なお、職員相談員は通常業務も行っておりますので、上記の相談受付時間内であっても不在となる場合もあります。あらかじめ御了承ください。

【面談による相談】 職員相談室

面談時間：月曜日から金曜日までの8:30～17:15（概ね1時間程度）

（県の休日（土・日曜日、祝祭日及び年末年始）を除く。）

※面談による相談を希望する場合は、あらかじめ電話等で、面談日時の確認をしてください。